

実験系廃液の分別区分

実験室で発生する各種有害廃液は、下記の分別貯留区分にしたがって、指定のカラーテープに区分された20ℓポリ容器内に分別貯留してください。

後日回収日を指定し収集します。

I: 分別貯留区分

(1) 2回洗液まで含めること。

(2) 分類3(フッ素・リン酸廃液)以外の水溶液に沈殿物がある場合は、100メッシュ以上でろ過すること。

区分	処理法	分類番号	色区分	廃液の種類	対象廃液	注意事項			
無機系	フェライト処理	1	緑	水銀系廃液	無機水銀化合物の水溶液	①有機水銀の化合物を含むときは、その内容を明記すること。 ②金属水銀及びアマルガムは、この分類に入れず、水を入れた小瓶に別に貯留し、財務部環境整備課(機械係)に照会すること。 ③シアン化水銀は、分類2(シアン系廃液)に入れること。 ④重金属を含むときは、「含銅」「含ヒ素」等と明記すること。 ⑤還元剤が共有しているときは、酸化剤で中和すること。			
				有機水銀化合物の水溶液					
		2	青	シアン系廃液	カリウム、ナトリウム、亜鉛、カルシウム等の不安定なシアン化合物の水溶液	①遊離シアン廃液は、酸性にすると毒性のシアン化水素が発生するので、必ずアルカリ性(pH10.5以上)で貯留すること。 ②シアン錯化合物は、分類6(難燃性廃液)に入れること。 ③重金属を含むときは、「含鉄」「含水銀」等と明記すること。			
		3	灰	フッ素・リン酸廃液	フッ素化合物の水溶液 リン酸化合物の水溶液 カルシウム塩の水溶液 マグネシウム塩の水溶液	①フッ素系廃液、リン酸系廃液の別に、容器に貯留すること。 ②カルシウム塩又はマグネシウム塩の水溶液で、重金属を含むときは、別の容器に貯留し、その内容を明記すること。			
有機系	噴霧焼却処理	5	赤	可燃性廃液	水を含まない廃油(灯油、重油、機械油、動植物油等) 水を含まない廃溶媒(石油エーテル、ヘキサン、ヘプタン、オクタン、アルコール類、アセトン、酢酸エステル類、アセトニトリル、ベンゼン、トルエン、キシレン、スチレン、ピリジン等)	①フッ素を含む廃液は、分類8(フッ素含有廃溶媒)に入れること。 ②爆発性物質は除くこと。 ③過酸化物質を作りやすいジエチルエーテル、アセトアルデヒド等は除くこと。 ④健康障害を引き起こすベンジジン等は除くこと。 ⑤重合促進剤を含むときは、その旨を明記すること。 ⑥変圧器油にPCBを含むものは除くこと。			
				6	白		難燃性廃液	四塩化炭素、クロロフォルム、ジクロロメタン等の廃溶媒 水を含み可燃性を失った廃溶媒 有機酸、アミン等の廃液 有機化合物水溶液廃液(血液、医薬品、色素、写真現像・停止廃液等) 有機金属系廃液(キレート等)	①アンモニウムイオン0.05%以上含む廃液は、この分類に入れること。 ②爆発性物質は除くこと。 ③pHが低い廃液は、別の容器に貯留し、その旨を明記すること。
							7	黒	
		8	紫	フッ素含有廃溶媒	フルオルベンゼン、フルオル酢酸等	フッ素成分を含む廃溶媒(トリフルオル酢酸、フッ化ベンゼン等)は、この分類に入れること。			

II: 次のものは収集できません。各領域等で原点処理すること。

種類	対象成分・摘要
発火性物質 特殊引火性物質	エーテル類(ジエチルエーテル、ジイソプロピルエーテル、テトラヒドロフラン、ジオキサン、ジメトキシエタン等)、アセトアルデヒド、テトラリン
爆発性物質	火薬、アセチレン化合物、過酸化物質、反応性危険物(有機物と濃酸、過酸化ベンゾイル等と混合したとき燃焼又は分解爆発する物質等)、禁水性物質(消防法(別表第1類、第2類、第3類)の危険物、酢酸エステル、ニトロメタン、ポリニトロ化合物、ジアゾ化合物、ハロゲン化窒素、金属窒化物、金属アミド、金属ナトリウム、カリウム)
有害・有毒性物質	シアン化水銀、ベリリウム、タリウム、オスmium、ニッケルカルボニル、アルキルアルミニウム、ベンジジン
病原体により汚染されている物質	

※不明な点は、財務部環境整備課 環境ISO担当(内線:2112)までご連絡ください。